

失効再取得の申請手続き

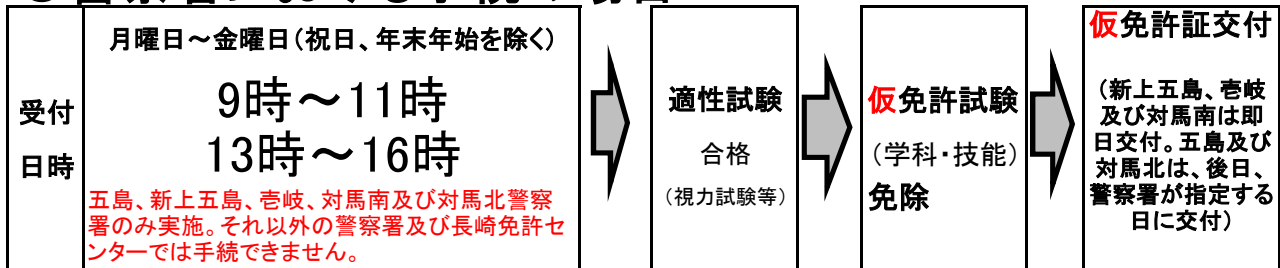
R4年11月1日～

- 免許期限切れ後、6か月以上1年未満(うっかり失効)の方

●試験場における手続の場合



●警察署における手続の場合



●長崎免許センターでは受付できません。

※仮免許証の交付を受けた後は、

- ① 試験場で一般受験(本免許学科・技能試験)、取得時講習等の受講 ⇒ 本免許証交付
- ② 指定自動車教習所を卒業 ⇒ 本免許学科試験合格 ⇒ 本免許証交付のいずれかの手続となります。

【注意事項】

・失効した免許証が大型、中型、準中型又は普通を運転できる免許であって、失効してから6か月を超え1年以内であれば、大型、中型、準中型又は普通の「仮免許」の学科・技能試験が免除となります。

- ※ 申請は、上記のうち1つの免種の仮免許証のみ選べます。
- ・運転免許が失効して1年を過ぎると仮免許試験免除の適用を受けることができません。